

2. 施策の基本方向

(1) 教育目標

- ① 教育目標を受けて具体的目標を設定し、日々の教育活動の中でその目標が具現化されるよう諸計画を整備する。
- ② 目標具現化のため、月、週における努力点を明確にするよう配慮する。

(2) 教育課程

- ① 指導計画例等の指導資料の活用を図るとともに、教育課程の研究を推進し、幼児の発達に即した指導計画を立案する。
- ② 小規模園が多く、園内での共同研究が困難であるため、地区及び近接する園と共同で研究するなど効果的な研修組織や体制の充実を図る。

(3) 指導方法

幼稚園教育要領の理解を深め、幼児の発達に即した指導方法の研究を推進する。

(4) 指導評価

評価及びその方法についての理解を深め、効果的な指導のため、評価の方法、評価結果の活用について研究を推進する。

(5) 指導体制

幼稚園教員の研修の機会は、小学校教員の研修の機会(「第2節 小学校教育」)に比較して少ない状況にあり、また、経験年数10年末満の本務教員が本務教員総数の半数以上を占める状況があるので、研修機会の拡充を図り、幼稚園教員の資質を更に向上させる。

そのために、県教育委員会の主催する研修会として、新任幼稚園教諭研修会、主任幼稚園教諭研修会、幼稚園教育資料の活用研修会等を新たに設ける。

また、指導主事の適正配置に努め、指導体制の整備を図り、適正な指導行政を更に推進する。